

平成29年第10回白鷹町議会定例会 第8日

追加変更議事日程

平成29年12月12日（火）午後3時開議

- 日程第 1 議第104号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の設定について
- 日程第 2 議第105号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の設定について
- 日程第 3 議第106号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第 4 議第107号 平成29年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）に
ついて
- 日程第 5 議第108号 平成29年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第
2号）について
- 日程第 6 議第109号 平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）
について
- 日程第 7 議第 97号 町道路線の認定について
- 日程第 8 議第 98号 白鷹町蚕桑地区コミュニティセンターの指定管理者の指定
について
- 日程第 9 議第 99号 白鷹町鮎貝地区コミュニティセンターの指定管理者の指定
について
- 日程第10 議第100号 白鷹町荒砥地区コミュニティセンターの指定管理者の指定
について
- 日程第11 議第101号 白鷹町十王地区コミュニティセンターの指定管理者の指定
について
- 日程第12 議第102号 白鷹町鷹山地区コミュニティセンターの指定管理者の指定
について
- 日程第13 議第103号 白鷹町東根地区コミュニティセンターの指定管理者の指定
について
- 日程第14 議員管外研修の結果報告について
(議員管外研修団長報告)
- 日程第15 議会運営委員会管外視察研修の結果報告について
(議会運営委員長報告)

○出席議員（14名）

1番	遠藤幸一	議員	2番	渡部善美	議員
3番	笹原俊一	議員	4番	佐々木誠司	議員
5番	小口尚司	議員	6番	小形輝雄	議員
7番	田中孝	議員	8番	山田仁	議員
9番	奥山勝吉	議員	10番	石川重二	議員
11番	佐藤京一	議員	12番	菅原隆男	議員
13番	関千鶴子	議員	14番	今野正明	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤誠七
副町長	横澤浩
教育長	沼澤政幸
総務課長	松野芳郎
税務出納課長	高橋浩之
企画政策課長	湯澤政利
企画主幹	永野徹
町民課長	中村裕之
健康福祉課長	長岡聡
商工観光課長	齋藤重雄
農林課長併 農業委員会事務局長	菅間直浩
建設水道課長	菅原良教
病院事務局長	渡部町子
教育次長	田宮修
監査委員	竹田謙一

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	樋口浩
係長	橋本達也
書記	佐藤圭子

○開議の宣告

○議長（遠藤幸一） ご参集、まことにご苦労さまです。

これより平成29年第10回白鷹町議会定例会 8 日目の会議を行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（遠藤幸一） 本日の議事日程は、お手元に配付の追加変更議事日程により進めます。

早速、議事に入ります。

○議第 1 0 4 号及び議第 1 0 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第 1、議第104号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について並びに日程第 2、議第105号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての 2 件は、白鷹町議会会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第104号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について及び議第105号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、人事院勧告に準拠した一般職の職員及び特別職の職員の給与改定を行うため、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

議第104号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。一部改正要旨によりご説明をいたします。改正要旨をお開きください。

このたびの改正につきましては、人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の改定を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明をいたします。

第1条、白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第26条第2項第1号、勤勉手当、改、一般職の職員の平成29年度における勤勉手当の支給割合を引き上げるものでして、12月期の支給割合を100分の10引き上げ、100分の95とするものです。

第26条第2項第2号、改、再任用職員の平成29年度における勤勉手当の支給割合を引き上げるものでして、12月期の支給割合を100分の5引き上げ、100分の45とするものです。

附則第18項、55歳を超える職員の給料月額の減額支給等について、改、勤勉手当の支給割合の引き上げに対応し、職務の級が6級で55歳を超える職員の勤勉手当の総額から1.5%減額するための乗数を整理するもの。

別表第1、改、給料表を改定するもの。平均改定率につきましては0.2%でございます。

第2条、白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第26条第2項第1号、勤勉手当、改、一般職の職員の平成30年度以降の勤勉手当の支給割合を改めるものでございまして、6月期、12月期ともに100分の90とするものでございます。

第26条第2項第2号、改、再任用職員の平成30年度以降の勤勉手当の支給割合を改めるものでして、6月期、12月期ともに100分の42.5とするものでございます。

附則第1項、施行期日等。この条例は公布の日から施行するもの。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するもの。

第2項、第1条による改正後の給与条例の規定は、平成29年4月1日から適用するもの。

第3項、給与の内払、改正前の給与条例により既に支給された給与は、改正後の給与条例による給与の内払とみなすもの。

第4項、規則の委任、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるもの。

以上です。

続いて、議第105号についてご説明を申し上げます。

議第105号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、一部改正要旨によりご説明を申し上げます。改正要旨をお開きください。

このたびの改正につきましては、人事院勧告に準拠して行う一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与改定を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明を申し上げます。

第1条、白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正。

第4条、期末手当、改、常勤の特別職の職員の平成29年度における期末手当の支給割合を引き上げるものでして、12月期の支給割合を100分の5引き上げ、100分の175とするものです。

第7条第3項、議会の議員の議員報酬等、改、議会の議員の平成29年度における期末手当の支給割合を引き上げるものでして、12月期の支給割合を100分の5引き上げ、100分の175とするものです。

第2条、白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正。

第4条、期末手当、改、常勤の特別職の職員の平成30年度以降の期末手当の支給割合を改めるものでございまして、6月期において100分の2.5引き上げ、100分の157.5に、12月期において100分の2.5引き下げ、100分の172.5にそれぞれ改めるものでございます。

第7条第3項、議会の議員の議員報酬等、改、議会の議員の平成30年度以降の期末手当の支給割合を改めるものでして、6月期において100分の2.5引き上げ、100分の157.5に、12月期において100分の2.5引き下げ、100分の172.5にそれぞれ改めるものです。

附則第1項、施行期日等、この条例は公布の日から施行するもの。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するもの。

第2項、第1条による改正後の規定は、平成29年4月1日から適用するもの。

第3項、給与の内払、改正前の条例により既に支給された給与は、改正後の条例による給与の内払とみなすもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

まず、議第104号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第104号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第105号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第105号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第106号から議第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 次に移ります。

日程第3、議第106号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）についてから日程第6、議第109号 平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまでの各会計補正予算4件は、白鷹町議会会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第106号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）について及び議第107号 平成29年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）について及び議第108号 平成29年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について及び議第109号 平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、以上4議案についての提案理由を申し上げます。

このたびの4会計の補正予算につきましては、給与の改定に基づく人件費の調整に対応するため所要の措置を講ずるものであります。

なお、詳細につきましては、議第106号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）については総務課長、議第107号 平成29年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）について及び議第108号 平成29年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）については建設水道課長、議第109号 平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）については健康福祉課長に説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 最初に、議第106号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）について説明を求めます。総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

議第106号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）。

平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ607万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億1,814万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお願い申し上げます。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、及び計を申し上げます。

歳入から。

18款繰越金、607万8,000円、4億3,072万2,000円。歳入合計607万8,000円、98億1,814万7,000円。

歳出でございます。

1款議会費、33万4,000円、9,775万5,000円。

2款総務費、217万7,000円、31億8,383万3,000円。

3款民生費、113万4,000円、22億5,731万2,000円。

4款衛生費、17万8,000円、5億4,046万2,000円。

6款農林水産業費、61万4,000円、5億8,455万5,000円。

7款商工費、40万8,000円、3億6,596万3,000円。

8款土木費、38万5,000円、7億4,632万9,000円。

10款教育費、80万2,000円、6億6,405万円。

11款災害復旧費、4万6,000円、8,485万2,000円。

歳出合計607万8,000円、98億1,814万7,000円。

以上です。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第107号 平成29年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）について及び議第108号 平成29年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について説明を求めます。建設水道課長、菅原良教君。

○建設水道課長（菅原良教） ご説明を申し上げます。

初めに、下水道特別会計の補正予算書1ページをお開きください。

議第107号 平成29年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,687万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみ説明をさせていただきます。

歳入。

5款繰越金、14万3,000円、416万7,000円。

歳入合計14万3,000円、5億3,687万円。

次に歳出です。

1款公共下水道費、14万3,000円、2億6,965万6,000円。

歳出合計14万3,000円、5億3,687万円。

続きまして、農業集落排水特別会計の補正予算について説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

議第108号 平成29年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,961万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみ説明をさせていただきます。

歳入。

6款繰越金、6万円、176万1,000円。

歳入合計6万円、1億6,961万1,000円。

次に歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、6万円、1億659万3,000円。

歳出合計6万円、1億6,961万1,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第109号 平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を求めます。健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

議第109号 平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,717万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみを申し上げます。

歳入。

7款繰入金、22万1,000円、2億7,802万8,000円。

歳入合計22万1,000円、17億4,717万6,000円。

歳出。

1款総務費、16万5,000円、4,576万3,000円。

3款地域支援事業費、5万6,000円、6,485万1,000円。

歳出合計22万1,000円、17億4,717万6,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

まず、議第106号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第106号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第107号 平成29年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第107号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第108号 平成29年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第108号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第109号 平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第109号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 次に移ります。

日程第7、議第97号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第97号 町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

集落内の生活安全確保等により町道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

なお、内容につきましては、建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、菅原良教君。

○建設水道課長（菅原良教） ご説明を申し上げます。

議第97号 町道路線の認定について。

道路法第8条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を認定する。

1. 認定する路線。

番号、885。

路線名、動免喜落合線。

起点、十王字動免喜650－7。

終点、十王字動免喜650－3。

路線の概要についてご説明を申し上げます。

裏面をごらんをいただきたいと思います。

認定する路線につきましては、地図の中央右寄りの太線部というようなことでございまして、起点につきましては丸、終点につきましては矢印の先となるものです。

本路線につきましては、十王の動免喜地内に宅地造成されました住宅団地内の道路でして、団地内の4区画ある分譲地には既に3世帯が住宅を建設をして居住をしている状況です。

起点につきましては町道荒砥細野線に接しておりまして、終点まで延長58メートル、幅員は6メートルというようなことで、路面の舗装なり両側の側溝なども整備されているという現状でして、地域内の生活安全の確保等を図るということで、荒砥第2区から町道認定の要望申請を受けまして認定をする路線というようなことです。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第97号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第98号から議題103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第8、議第98号 白鷹町蚕桑地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから日程第13、議第103号 白鷹町東根地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまで、以上6件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第98号 白鷹町蚕桑地区コミュニティセ

ンターの指定管理者の指定について、議第99号 白鷹町鮎貝地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議第100号 白鷹町荒砥地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議第101号 白鷹町十王地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議第102号 白鷹町鷹山地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議第103号 白鷹町東根地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、以上6件の提案理由を申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、各地区コミュニティセンター、それぞれ6センターの管理を指定管理者に行わせるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、企画政策課長に説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 企画政策課長、湯澤政利君。

○企画政策課長（湯澤政利） ご説明申し上げます。

議第98号、白鷹町蚕桑地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、白鷹町蚕桑地区コミュニティセンター。施設の所在地、白鷹町大字横田尻3610番地1。

2、指定管理者の名称。蚕桑地区桜の里づくり推進委員会。

3、管理を行わせる期間。平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

続きまして、議第99号、白鷹町鮎貝地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、白鷹町鮎貝地区コミュニティセンター。施設の所在地、白鷹町大字鮎貝3994番地7。

2、指定管理者の名称。鮎貝地区まちづくり協議会。

3、管理を行わせる期間。平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

続きまして、議第100号、白鷹町荒砥地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、白鷹町荒砥地区コミュニティセンター。施設の所在地、白鷹町大字荒砥甲1099番地2。

2、指定管理者の名称。荒砥地区コミュニティ運営協議会。

3、管理を行わせる期間。平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

続きまして、議第101号、白鷹町十王地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、白鷹町十王地区コミュニティセンター。施設の所在地、白鷹町大字十王2558番地1。

2、指定管理者の名称。十王地区自治振興会。

3、管理を行わせる期間。平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

続きまして、議第102号、白鷹町鷹山地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、白鷹町鷹山地区コミュニティセンター。施設の所在地、白鷹町大字萩野1383番地1。

2、指定管理者の名称。鷹山地区自治振興会。

3、管理を行わせる期間。平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

続きまして、議第103号、白鷹町東根地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、白鷹町東根地区コミュニティセンター。施設の所在地、白鷹町大字畔藤6804番地。

2、指定管理者の名称。東陽の里づくり協議会。

3、管理を行わせる期間。平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。

一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

まず、議第98号 白鷹町蚕桑地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第98号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議第99号 白鷹町鮎貝地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第99号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第100号 白鷹町荒砥地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第100号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第101号 白鷹町十王地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第101号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第102号 白鷹町鷹山地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第102号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

次に、議第103号 白鷹町東根地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第103号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議員管外研修の結果報告について

○議長（遠藤幸一） 次に移ります。

日程第14、議員管外研修の結果報告について（議員管外研修団長報告）を議題といたします。

研修結果の報告を求めます。議員管外研修団長、小形輝雄君。

〔議員管外研修団長 小形輝雄 登壇〕

○議員管外研修団長（小形輝雄） 議員管外研修の結果報告について。

平成29年第7回白鷹町議会定例会における議決に基づき、議員管外研修を実施したので、その結果について報告します。

記。

1. 研修期日及び場所、平成29年10月12日から13日まで。岩手県住田町、大槌町。
2. 参加者、議員14名。
3. 研修目的、林業振興と地元産材の活用について。震災復興の状況について。最後のページをお開きください。朗読をもってご説明にかえたいと思います。
5. 終わりに。

今般の視察は、町土の約65%を山林が占め、かつ大半が伐採期を迎えている当町の現状を踏まえ、森林資源利活用等事業の先進地事例を学んだ。

視察先は、東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県大槌町と同様に被害を受けた大船渡市と陸前高田市に隣接し、古くから林業の盛んな住田町である。

被災地の大槌町では、被災状況を聞き、想像以上の被害の大きさに改めて津波の恐ろしさを感じた。至るところで復興工事が行われており、復興にはまだまだの状況にあるが、その中で生活している町民の皆さんの力強さを感じた。一日も早い復興を願うものである。

両町とも山林が町土面積の大半を占めている点で共通している。震災後、復興を進める過程で「森林（産業）振興」に積極的に取り組んでいることに一様に驚嘆した。

ただ、大槌町は、復興に木材を多く取り込んでいる、どちらかといえば「利用型」、一方、住田町は震災直後からいち早く木造仮設住宅提供で話題になるなど、どちらかといえば「供給型」に力点があるとの印象を持った。

しかし、両町とも地元資源活用の観点から、産業としての育成に力を入れていること、多様な担い手（推進者を含む）の受け入れの寛容性等、学ぶべきことが多かった。

さて、当町が今後進めるべき方向性に照らし合わせて、具体的に照準をどこに合わせるべきか、今回の両町の戦略を参考にしながら、再度の議論が必要との認識を参加者が共有できた。

その際、災害防止対策・里山再生の観点や需要と供給の経済原則の観点も重要であること、さらには異次元の木材利用方法などの発想や取り組みへの期待を述べ、まとめたい。

以上、ご報告といたします。

○議長（遠藤幸一） 報告が終わりました。

お諮りいたします。議員管外研修については、ただいまの研修結果報告をもって終了したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本件は研修結果報告をもって終了することに決しました。

○議会運営委員会管外視察研修の結果報告について

○議長（遠藤幸一） 日程第15、議会運営委員会管外視察研修の結果報告について（議会運営委員長報告）を議題といたします。

研修結果の報告を求めます。議会運営委員長、今野正明君。

〔議会運営委員長 今野正明 登壇〕

○議会運営委員長（今野正明） 議会運営委員会管外視察研修の結果報告について。

平成29年第7回白鷹町議会定例会における議決に基づき、議会運営委員会管外視察研修を実施したので、その結果について報告します。

記。

1. 研修期日及び場所、平成29年11月7日から8日まで。神奈川県海老名市、寒川町。
2. 参加者、議会運営委員会委員6名及び議長。
3. 研修目的、議会活性化等について。

最終ページのまとめの朗読をもって報告にかえさせていただきます。

Ⅲ. 終わりに。

海老名市は、交通の便がよく、平坦で気候もよく大変暮らしやすいまちと感じた。自治体としてのハード整備や転入施策も必要と思われるが、民間活力でまだまだ伸びるものと感じた。

神奈川県はおおむね議会改革の意識が高い土地柄で、議会力や情報発信の向上を基本方針に取り組んでいると思えた。期数の少ない若い議員が多く、議論を重ねて結論を出しているようで、活発さを感じられる。議論を重ねる仕組みづくりが大事である。

中央図書館は、先駆的な指定管理者制度で運営されており、民間ノウハウを生かした各種サービス、利用者呼び込む工夫が随所に見受けられた。指定管理者に改修工事にかかわらせることで使い勝手のよくなりリニューアルができ、市民サービスにつながっていると思われた。本町図書館の管理運営にも大いに活用できるものと感じた。

寒川町は、ICT化など議会活性化では先進的な取り組みを行っている。人口も多く、報酬も高く、議員のなり手不足などの心配はないとのことだった。1議員2委員会制を採用して、1つの常任委員は10名を確保しており、深い議論がされている様子だった。高齢のベテラン議員もタブレット端末を操作研修を経て使用しているとのことで、「習うよりなれる」の感じが強い。当局側、議会事務局も資料作成、通知が容易で、事前配付も容易になる。カラーの画像や動画も閲覧可能になり、資料等の作成・配付コストも削減され、便利になると思われた。県内でも寒河江市や米沢市で今年度からタブレット端末が導入されており、本町でもICT化の推進について、議会活性化特別委員会での検討に値すると感じた。

このたびの研修は、自主財源比率が60%を超え、財政規模や交通網にも恵まれ、人口規模なども違う地域・自治体だったが、議会活性化への取り組みに対する能動的な姿勢を改めて学んだ。人口減少、情報化、グローバル化する社会情勢の中で、多様化する民意を的確に捉え、集約して自治体の意思決定を行う議会の役割はさらに重要性が増している。住民の立場に立ち、住民全体の利益のため審議を尽くすのが議会の使命である。このたびの研修で学んだ事柄を今後の本町議会の活性化のために役立ててまいりたい。

以上です。

○議長（遠藤幸一） 報告が終わりました。

お諮りいたします。議会運営委員会管外視察研修については、ただいまの研修結果報告をもって終了したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本件は研修結果報告をもって終了することに決しました。

○委員会の閉会中の継続調査について

○議長（遠藤幸一） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件については、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○閉会の宣告

○議長（遠藤幸一） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成29年第10回白鷹町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会

〈午後3時50分〉